

令和 2 年度事業計画

I. 会議関係

会議名	開催予定回数	開催予定月
理事会	3回	6月(2回)・2月
評議員会	2回	6月・2月
監事会	1回	5月

II. 事業関係

1 給水装置工事主任技術者試験実施事業

1) 令和2年度給水装置工事主任技術者国家試験事業

水道法(昭和32年法律第177号)に基づき、指定試験機関(平成9年5月2日衛水第173号)として給水装置工事主任技術者試験の実施に関する事務を以下のとおり行う。

(1) 試験委員会等

試験事務のうち、試験問題の作成及び合否判定等、給水装置工事主任技術者免状の交付を受ける者として必要な知識を有するかどうかの判定に関して、次表のとおり試験委員会等を開催して公正な試験運営を図る。

委員会名	開催予定回数	開催予定月
給水装置工事主任技術者試験委員会	2回	5月・11月
同上 幹事委員会	3回	7月
同上 選定委員会	1回	8月

(2) 試験実施予定

- ① 試験予定日 令和2年10月25日(日)
- ② 試験予定地 全国8地区、10試験地
[北海道、東北、関東(3試験地)、中部、関西、中国四国、九州、沖縄]
- ③ 受験予定者数 15,000名(前年度計画16,400名)

試験会場運營業務については、経費の削減を図るため、3地区（北海道・中国四国・沖縄）を直営により実施する。

なお、試験会場での喫煙防止対策は引き続き行うこととし、特に、千葉、名古屋の試験会場については敷地内及び周辺道路も含めた全面禁煙指導を行う。具体的には、受験票に禁煙厳守を明記するとともに、試験当日の警備員を増強して巡視を徹底するなど、試験会場での禁煙防止指導の徹底を図る。

また、試験会場周辺の商業施設への無断駐車防止についても力を入れ、特に東京、千葉、大阪会場については、受験票に無断駐車厳禁等を明記するとともに、引き続き、周辺の商業施設へ警備員を配置する等の無断駐車防止対策を実施する。

2) 給水装置工事主任技術者免状交付受託事業

給水装置工事主任技術者免状交付事務については、給水装置工事主任技術者試験に係る業務として、厚生労働省から受託する予定である。

3) 給水装置工事主任技術者免状の未申請者対策事業

給水装置工事主任技術者試験の合格者など、免状申請資格を取得してから長期間経過しても免状申請をしていない者が多いことから、未申請の理由等について平成30年度に調査を実施した。対象者5,466人に調査票を送付し、1,634人から回答が得られた。このうち、「免状申請の意思あり」と答えた901名に対して、令和元年末に申請案内書類一式を送付して免状申請の促進を図った。

また、財団ホームページに調査結果を載せるとともに、関係新聞等に免状申請を促す旨の記事を掲載するなどの広報を行った。

令和2年度は、令和元年度に実施した免状申請案内の送付及び広報による効果について確認する。

2 給水装置工事主任技術者研修等事業

1) 給水装置工事主任技術者研修事業

令和元年10月1日に「改正水道法」が施行され、指定給水装置工事事業者の5年の更新制度が導入された。それに伴い水道事業者は、その指定更新にあたっては、給水装置工事主任技術者の研修受講状況について確認することを求められることになった。

当財団では、平成30年度に関係団体を委員とする「給水装置工事主任技術者の技術の維持・向上のための講習に関する検討会」を設置し、法改正に対応すべく給水装置工事主任技術者研修テキストを作成し、学習成果判定手法を含む高度なeラーニングシステムの再構築を図り、令和元年7月より運用を開始した。

また、パソコン環境のない方向けに、現地研修会を公益社団法人日本水道協会（日水協）に後援をいただき、全国管工事業協同組合連合会（全管連）と共催して令和元年12月より開催している。

令和2年度も引き続きeラーニングシステムを運用するとともに、日水協、全管連及びその地方組織に協力を働きかけて、全国各地で現地研修会を開催する。

(1) 給水装置工事主任技術者研修

① eラーニング研修

・受講予定者数 4,360名（前年度計画6,000名）

② 現地研修会

・受講予定者数 2,550名（前年度計画1,800名）

2) 給水装置工事主任技術者証発行事業

給水装置工事主任技術者には、希望に応じ携帯用顔写真入り主任技術者証を有償発行している。

令和元年7月から、技術者証の有効期間を5年とし、技術者証の更新時には主任技術者研修を受講いただくこととしており、財団が実施しているeラーニング研修または現地研修の修了者には、研修受講済みを明記した新デザインの技術者証を発行する。令和2年度についても継続して実施する。

・発行予定者数 12,015名（前年度計画12,250名）

3 給水装置工事配管技能者養成事業

1) 給水装置工事配管技能検定会事業

① 給水装置工事配管技能検定会

給水装置工事事業の運営基準の一つとして、配水管の分岐から水道メーターまでの工事は「適切に作業を行うことができる技能を有する者」に従事させることなどが定められている（水道法施行規則第36条第2号）。

また、令和元年10月1日に「改正水道法」が施行され、指定給水装置工事事業者の5年の更新制度が導入された。それに伴い水道事業者は、その指定更新にあたっては、給水装置工事における「技能を有する者」の配置状況及びその資格について確認することを求められることになった。

こうした「技能を有する者」を養成するための「給水装置工事配管技能検定会」を令和2年度も引き続き実施する。

② 新たな全国標準検定（仮称：全国標準統合検定）

近年、給・配水管に高密度ポリエチレン管（青ポリ管）を採用する水道事業者が増加していることから、令和2年度から現行のポリエチレン管（青ポリ管）検定を全国標準検定に統合した新たな全国標準検定を実施し、受検料の低減化、受検時間の短縮化を図り、受検環境を改善するとともに、給水装置工事の幅広い技術力向上及び知識の習得を行うこととする。

③ 経過措置

新たな全国標準検定では、令和2年度から令和4年度の3年間を経過措置期間とし、現行の全国標準検定と新たな全国標準検定を並行して実施する。経過措置期間では、現行の全国標準検定に合格した者のうち、配水用ポリエチレンパイプシステム協会（POLITEC）又はメーカーによる青ポリ管の講習を修了し、1年以上の青ポリ管施工の実務経験がある者については、新たな全国標準検定合格者と同等の技能を有するとみなすなどの経過措置を行う。

④ 検定会開催要請

配管技能検定会を開催していない地域に対しては、引き続き検定会の意義を説明して開催して頂くよう積極的に働きかける。

特に主任技術者現地研修会を開催する都道府県では、共催する全管連支部に配管技能検定会も開催して頂くよう働きかけを行う。

さらに、給水装置工事の適正な施行を図るため、水道事業者に対して供

給規定、給水装置工事の標準仕様書等に、検定会合格者に実際の工事に従事させることを明示して頂くよう引き続き要請していく。

(1) 給水装置工事配管技能検定会の実施予定

- ・受検予定者数 計 1, 250名

(前年度計画1, 250名)
内訳
全国標準検定：1, 230名
ポリエチレン管検定：20名

給水装置工事配管技能検定会の合格者全員に対して、「給水装置工事配管技能者証」を発行する。

- ・発行予定者数 1, 060名 (前年度計画1, 060名)

① 全国標準検定

給水装置工事について2年以上の実務経験を有する者を対象として、配水管の分岐穿孔と3管種の給水管の切断・接合・組立に関する検定を行う。

なお、指定の資格(職業能力開発促進法第44条に規定する配管技能士、同法第24条に規定する都道府県知事の認定を受けた職業訓練校の配管科の課程修了者等)を取得している場合は、実技課程における3管種の給水管の切断・接合・組立が免除される。

- ・受検予定者数 1, 250名 (前年度計画1, 230名)

② 新たな全国標準検定(仮称：全国標準統合検定)

新たな全国標準検定の実施予定については、今後、全管連を通じて各支部の意向を把握することとしている。

(2) 給水装置工事配管技能者証の発行

- ・給水装置工事配管技能者証の合計発行予定者数

1, 610名 (前年度計画 1, 570名)

① 給水装置工事配管技能検定合格者

既に検定に合格している有資格者からの「給水装置工事配管技能者証」の新規発行（平成28年度以前の合格者のうち希望者）、有効期限満了による更新又は再発行の希望に応じて、同技能者証を有償発行する。

・発行予定者数 1,450名（前年度計画 1,370名）

② 給水装置工事配管技能資格者

検定会の開始以前に、水道事業者等が付与した資格であって、給水装置工事配管技能者認定協議会（平成25年3月解散、その後の事務は当財団が引き継ぐ）が認定した資格に該当する有資格者からの「給水装置工事配管技能者証」の新規発行、有効期限満了による更新又は再発行の希望に応じて、同技能者証を有償発行する。

・発行予定者数 160名（前年度計画 200名）

4 給水装置工事に係る技術の開発、調査及び研究並びに普及啓発事業

1) 共同研究事業

『埋設給水用ポリエチレン管の経時変化』に関する調査報告書作成

平成30年7月に実施した「熊本地震給水装置被害状況調査」において、通常使用時の給水用ポリエチレン管から漏水が発生していることがわかり、令和元年度に現地から漏水管等の経年使用管を入手し、基本物性等を分析した。令和2年度はそれらの試験結果を整理するとともに、専門家等で構成する委員会を開催して、調査報告書を作成する。

・（仮称）給水用ポリエチレン管経時変化調査委員会 年2回開催
(7,9月)

また、これ以外の給水装置の性能の向上や工事技術の改善に向けた課題について、関係団体の協力を得ながら、情報収集、分析を行う。

2) 調査・研究助成事業

給水装置工事技術の開発普及等を目的とし、新たな技術提案に対して研究者または団体を対象に調査研究費の助成を行うもので、令和2年3月中に公募を行うとともに、選考委員会を開催し、助成事業を決定する。

- ・調査研究課題選考委員会 年1回開催（4月）

3) 普及啓発事業

(1) 機関誌「きゅうすい工事」の発行事業

給水装置や工事に関する様々な情報の発信、時季に応じた適切な情報提供、交流をこれまで以上にきめ細かく進めるため、従来、年2回発行していたものを年4回に増やす。ただし、令和2年度は移行期として年3回の発行とする。これに合わせた編集委員会を4回開催する。

- ・発行部数 3,400部/回（令和2年度は年3回発行）
- ・発行月 令和2年7月・10月、令和3年1月
- ・機関誌編集委員会 年4回開催（4, 7, 10, 1月）

(2) 給水装置工事に関する参考図書発行事業

①（仮称）給水装置工事技術指針 2020（4月発行予定）

給水装置工事にかかる水道法改正の内容や最新の技術情報を反映するため、従来の技術指針の大幅な改訂版を発行し、販売を促進する。

また、日水協、全管連や報道機関の協力を得て、改訂指針の宣伝、改訂概要の説明を行うなど、販売促進活動を実施する。

さらに、平成27年度から給水装置工事主任技術者試験の受験者限定割引を実施しており、令和2年度も引き続き受験者限定割引を実施する。

② 携帯端末用給水装置工事技術指針作成

改訂された技術指針の内容を抜粋して、現場への携帯性を高めて、適正な施工を促進するため、（仮称）携帯端末用給水装置工事技術指針を作成し、ダウンロード販売を目指す。

③ 給水装置の事故事例に学ぶ（平成23年8月発行、平成27年7月3刷発行）

- ④ 東日本大震災給水装置被害状況調査報告書（平成28年9月発行）

- (3) 給水装置技術資料の財団ホームページ掲載普及事業
 - ① 「直結給水における逆流防止システム設置のガイドラインとその解説」
（平成29年6月掲載）
 - ② 「熊本地震給水装置被害状況調査報告書」（平成30年8月掲載）
 - ③ 「事故事例に学ぶ II」（平成30年12月掲載）
 - ④ 「給水装置 Q & A」（令和2年3月掲載予定）

- (4) 給水装置普及啓発講演事業等

日本水道協会地方支部等による研修、講演会の講師派遣依頼を受け、積極的に講師として職員を派遣し、給水装置とその工事に関する技術（地震被害状況報告、事故事例等、給水装置の基礎知識）の普及啓発活動を行う。

5 国際技術協力事業

当財団は、給水装置工事に係る国際技術協力として、平成27年度から公益社団法人日本水道協会がJICA（独立行政法人国際協力機構）より受託し実施しているJICA課題別研修に職員を講師として派遣しているところであり、今後もJICA等を通じて、講師派遣を含め積極的に国際技術協力に参画する。